

紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

計画期間 自 2022年(令和4年)4月1日
至 2032年(令和14年)3月31日

(2023年(令和5年)12月変更)

和歌山県

紀北森林計画区

当該地域森林計画の変更は、2024年（令和6年）4月1日にその効力を生ずるものとする。

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する。

（単位 面積：h a）

区 分	面 積	備 考	
総 数	6 2, 2 7 7	△ 3 ha	
市 町 村 別 内 訳	和歌山市	6, 0 5 6	△ 0 ha
	海南市	3, 8 8 4	△ 1 ha
	橋本市	7, 1 3 4	
	紀の川市	1 0, 3 6 8	△ 0 ha
	岩出市	1, 3 6 6	
	紀美野町	9, 6 7 9	△ 1 ha
	かつらぎ町	9, 8 6 7	
	九度山町	3, 2 3 1	△ 1 ha
	高野町	1 0, 6 9 2	

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す
小数点以下四捨五入のため、0.5ha未満の増減は「0」と表現している

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局、伊都振興局に備え付け閲覧に供する。

2 「第2-1-（1） 森林の整備及び保全の目標」の一部を次のとおり変更する。

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木等による再造林面積の増加による資源の積極的な循環的利用を図り、花粉発生源対策を加速化する。

（以下略）

3 「第2-1-（2） 森林の整備及び保全の基本方針」の一部を次のとおり変更する。

（略）

具体的には育成単層林における保育・間伐の推進、利用期にある林分の木材資源の循環利用、広葉樹林化、針広混交林化などの人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、花粉発生源対策推進事業等の積極的な活用や、花粉の少ない苗木の生産に必要な母樹園等の整備によるスギ等の花粉発生の抑制対策の加速化等、立地条件に応じた森林資源の整備及び保全を図ることとする。

（以下略）

4 「第3-1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）」の一部を次のとおり変更する。

（略）

主伐に当たっては、森林に対する社会的要請、施業制限の状況及び木材の生産動向等を勘案して、森林の有する公益的機能の発揮や森林生産力の維持増進に配慮しつつ、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

（以下略）

5 「第3-2 造林に関する事項」の一部を次のとおり変更する。

（略）

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入、針広混交林への誘導に努める。

6 「第3-6-（1） 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針」の一部を次のとおり変更する。

（略）

なお、施業の集約化に必要な県で有する森林簿及び航空レーザ測量等により整備した情報については、県が定める和歌山県森林簿等管理要領に基づく提供や、和歌山県森林クラウドシステム等によるオープン化を行うとともに、市町村の林地台帳の活用等により精度の向上に努める。

（以下略）

7 「第3-6-(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針」の一部を次のとおり変更する。

(略)

さらに農山村地域における定住環境の整備や、特用林産物など多様な森林資源を活かした幅広い林業所得の向上により、U J I ターン者をはじめとする林業就業に意欲を有する者が新規参入しやすい体制を確立するとともに、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

8 「第3-6-(4) -② 機械作業システムの目標」の一部を次のとおり変更する。

(略)

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
緩斜地・作業規模小	高性能多機能系	ハーベスタ
傾斜地・作業規模大	高性能大型架線系	チェンソー→タワーヤーダ→プロセッサ 又は チェンソー→集材機→プロセッサ
傾斜地・作業規模小	簡易小型架線系	チェンソー→スイングヤーダ→プロセッサタイプ

※集材機については、安全性の向上かつ省力化を図るため、油圧式集材機及び架線式グラップルの導入を推進する。

9 「第3-6-(5) -① 木材流通体制の整備」の一部を次のとおり変更する。

(略)

さらに、木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年度法律第48号）に基づき木材関連事業者による合法性の確認の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

10 「第4-1-(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項」の一部を次のとおり変更する。

(略)

なお、土地の形質の変更にあたっては、変更の態様、自然的、社会的諸条件、実施すべき施業の内容等勘案して、実施地区の選定を十分検討し森林の持つ公益的機能を損なわないよう適正な諸措置を講ずるものとし、特に太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや許認可基準の適切な運用はもとより、地域住民の理解にも配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するよう指導を徹底する。

11 「第4-4-(1) 森林病虫害等の被害対策の方針」の一部を次のとおり変更する。

(略)

近年当地域において成虫が確認されたクビアカツヤカミキリについては、令和5年時点で森林での被害は確認されていないが、早期の発見と駆除を行うため、被害状況を把握し、関係機関と情報を共有するとともに、被害発生地域等での適切な防除に努める。

(略)

さらに平成11年から紀伊半島南部を中心に被害が発生したカシノナガキイムシによるカシ類の集団枯損被害については、近年は被害が減少してきているが、今後の被害状況を注視しながら、被害木処理等の対応策により蔓延防止に努める。

12 「第6-1 間伐立木材積その他の伐採立木材積」の一部を次のとおり変更する。

(単位 材積：千m³)

区 分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	660 (1,450)	638 (1,428)	22	100 (350)	80 (330)	20	560 (1,100)	558 (1,098)	2
うち前半5 カ年分	265 (582)	254 (571)	11	41 (142)	31 (132)	10	224 (440)	223 (439)	1

2段書きの()内は変更前、裸書きは変更後

13 「第6-2 間伐面積」の一部を次のとおり変更する。

(単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総 数	8,230 (18,280)
うち前半5カ年分	3,292 (7,312)

2段書きの()内は変更前、裸書きは変更後

14 「第6-3 人工造林及び天然更新別の造林面積」の一部を次のとおり変更する。

(単位 面積：ha)

区 分	人工造林	天然更新
総 数	270 (1,050)	40 (150)
前半5カ年の計画量	108 (420)	16 (60)

2段書きの()内は変更前、裸書きは変更後